

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月28日
【会社名】	株式会社SUMCO
【英訳名】	SUMCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 橋本 眞幸
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5444-0808
【事務連絡者氏名】	社長室経理部長 窪添 伸一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	03-5444-0808
【事務連絡者氏名】	社長室経理部長 窪添 伸一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,735,749,480円 (注)募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月2日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項及び平成27年4月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成27年4月28日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

< 前略 >

- 2 本第三者割当増資とは別に平成27年4月2日(木)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行の国内における一般募集(以下「国内一般募集」といいます。)を行います。

国内一般募集と同時に新日鐵住金株式会社及び三菱マテリアル株式会社を売出人(以下、本(注)2において「売出人」といいます。)とする日本国内で行われる売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」といいます。)が行われます。

国内一般募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、海外市場における募集を行い、また、売出人が保有する当社普通株式の海外市場における売出しが行われます。

なお、当社は海外引受会社に対し、当社が追加的に発行する当社普通株式を取得する権利を付与します。また、海外引受会社は、売出人から当社普通株式を追加的に取得する権利を付与されます(当該各権利の割合は均等になるように行使される予定であります。)(以下、かかる追加的に発行する当社普通株式の海外市場における募集及び上記海外市場における募集を併せて、「海外募集」といいます。また、海外市場における売出し及び追加的に取得する当社普通株式の海外市場における売出しを併せて、「海外売出し」といい、海外募集と併せて、「海外募集等」といいます。なお、海外募集等は米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売に限ります。)

国内一般募集及び海外募集による新株式発行の発行株式総数は33,903,800株であり、平成27年4月20日(月)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定されたそれらの内訳は、国内一般募集株数15,641,800株及び海外募集株数18,262,000株(海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株数16,118,200株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を取得する権利の対象株数2,143,800株)であります。

引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しによる売出株式総数は33,903,800株であり、発行価格等決定日に決定されたそれらの内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出しの売出数15,641,800株及び海外売出数18,262,000株(海外売出しにおける海外引受会社による買取引受けの対象株数16,118,200株及び海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株数2,143,800株)であります。

< 後略 >

(訂正後)

<前略>

- 2 本第三者割当増資とは別に平成27年4月2日(木)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行の国内における一般募集(以下「国内一般募集」といいます。)を行います。

国内一般募集と同時に新日鐵住金株式会社及び三菱マテリアル株式会社を売出人(以下、本(注)2において「売出人」といいます。)とする日本国内で行われる売出し(以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」といいます。)が行われます。

国内一般募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、海外市場における募集を行い、また、売出人が保有する当社普通株式の海外市場における売出しが行われます。

なお、当社は海外引受会社に対し、当社が追加的に発行する当社普通株式を取得する権利を付与します。また、海外引受会社は、売出人から当社普通株式を追加的に取得する権利を付与されます(当該各権利の割合は均等になるように行使される予定であります。)(以下、かかる追加的に発行する当社普通株式の海外市場における募集及び上記海外市場における募集を併せて、「海外募集」といいます。また、海外市場における売出し及び追加的に取得する当社普通株式の海外市場における売出しを併せて、「海外売出し」といい、海外募集と併せて、「海外募集等」といいます。なお、海外募集等は米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売に限ります。)

国内一般募集及び海外募集による新株式発行は、国内一般募集株数15,641,800株及び海外募集株数18,262,000株(海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株数16,118,200株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を取得する権利の対象株数2,143,800株)で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を取得する権利の行使により発行される当社普通株式が2,143,800株となったため、海外募集株数は18,262,000株となり、発行株式総数は33,903,800株となりました。

引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しは、引受人の買取引受けによる国内売出しの売出数15,641,800株及び海外売出数18,262,000株(海外売出しにおける海外引受会社による買取引受けの対象株数16,118,200株及び海外引受会社に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株数2,143,800株)で売出しが行われましたが、海外引受会社に付与した当社普通株式を追加的に取得する権利の行使により売出される当社普通株式が2,143,800株となったため、海外売出数は18,262,000株となり、売出株式総数は33,903,800株となりました。

<後略>

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限4,713,749,480円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額28,073,989,320円及び海外募集の手取概算額上限32,595,738,800円と合わせ、手取概算額合計上限65,383,477,600円について、30,000,000,000円を平成27年5月11日にA種種類株式の取得資金の一部に、26,000,000,000円を平成29年12月末日までに当社の設備投資資金に、4,000,000,000円を平成29年12月末日までに当社子会社(SUMCO TECHXIV株式会社)への投融資資金にそれぞれ充当し、残額が生じた場合には平成27年12月期中に返済期限を迎える金融機関からの有利子負債の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、SUMCO TECHXIV株式会社への投融資資金は、設備投資資金に充当される予定であります。

半導体デバイスの高性能化のため、シリコンウェーハメーカーに対する300mmシリコンウェーハの高精度化に係る顧客からの要求水準は、益々高まっております。前述の設備投資は、この対応を目的としたものであることから、顧客ニーズを充足させる製品展開力の維持・強化に繋がるものであります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限4,713,749,480円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額28,073,989,320円及び海外募集の手取概算額32,595,738,800円と合わせ、手取概算額合計上限65,383,477,600円について、30,000,000,000円を平成27年5月11日にA種類株式の取得資金の一部に、26,000,000,000円を平成29年12月末日までに当社の設備投資資金に、4,000,000,000円を平成29年12月末日までに当社子会社(SUMCO TECHXIV株式会社)への投融資資金にそれぞれ充当し、残額を平成27年12月期中に返済期限を迎える金融機関からの有利子負債の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、SUMCO TECHXIV株式会社への投融資資金は、設備投資資金に充当される予定であります。

半導体デバイスの高性能化のため、シリコンウェーハメーカーに対する300mmシリコンウェーハの高精度化に係る顧客からの要求水準は、益々高まっております。前述の設備投資は、この対応を目的としたものであることから、顧客ニーズを充足させる製品展開力の維持・強化に繋がるものであります。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)平成27年3月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月26日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成27年4月2日に関東財務局長に提出

(注) なお、発行価格等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)平成27年3月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月26日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成27年4月2日に関東財務局長に提出

(注)の全文削除

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の臨時報告書の訂正報告書)を平成27年4月20日及び平成27年4月28日に関東財務局長に提出